

院内での写真撮影・動画撮影・録音等に係るお願い

1 写真撮影・動画撮影・録音について

- 次に掲げる場所以外は、職員の許可を得ることなく、院内で撮影を行うことは禁止します。
 - ・ 病室などで患者さんのプライバシーが確保できる場所
 - ・ 季節の飾り、展示物、壁面装飾などの付近で他の来院者の迷惑にならない場所
- 撮影や録音を行う場合、次のことをお守りください。
 - ・ 他の患者さんやご家族、職員などが写る場合等は、必ず相手方から同意を得ること。
 - ・ カルテや伝票などの診療情報や他の患者さんの情報が含まれないようにすること。
- 駐車場や外周道路などでは撮影していただいて構いません。

2 ソーシャルメディアでの発信について

院内で記録された画像・動画・音声データをソーシャルメディア（SNS、動画共有サイト及びメッセージアプリ）で発信する場合、次のことをお守りください。

- ・ 他の患者さんやご家族、職員などが含まれる場合、事前に相手方から同意を得ること。
- ・ その他個人情報保護や肖像権・プライバシー権などに十分留意すること。

3 その他

- 職員から撮影・録音の停止を求められた場合、直ちに従ってください。
- ルールを守っていただけない場合、カメラ、スマートフォン、ボイスレコーダー等の持ち込みを禁止します。また、病院が指定するデータやソーシャルメディアに発信した情報を削除していただきます。
- 意図せずして、患者さんやご家族間のトラブルが発生した場合、病院は責任を負いかねます。
- 報道機関等が業務目的で撮影・録画を行う場合、個別に病院の許可を得てください。

令和7年9月

神奈川県立こども医療センター病院長